

○江戸川区都市計画審議会条例施行規則

平成十二年三月二十九日規則第三十五号

改正

平成一四年 二月規則第一号

江戸川区都市計画審議会条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、江戸川区都市計画審議会条例(平成十二年三月江戸川区条例第二十五号)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員以外の者の出席)

第二条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者(以下「参考人」という。)を会議に出席させ、意見を聴取し、又は説明させることができる。

(会議の傍聴)

第三条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)の定員は、十人以内とする。

2 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- 一 会議における言論に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 二 前号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

3 傍聴人が、前項各号の規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(議事録)

第四条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- 一 会議の開催年月日
- 二 出席した委員、幹事及び参考人の氏名
- 三 議事日程
- 四 議事のてんまつ
- 五 その他会議の経過に関する事項

2 議事録には、会長及び会長が指名する委員が署名するものとする。

(幹事)

第五条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、区職員のうちから区長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(部会の設置)

第六条 審議会は、特定事項について調査検討を行わせるため、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会は、調査検討した事項について審議会に報告しなければならない。

4 部会は、当該特定事項の調査検討が終了したときは、解散するものとする。

追加[平成一四年規則一号]

(部会の運営)

第七条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会を招集し、部会を総理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、職務を代理する。

追加[平成一四年規則一号]

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、都市開発部都市計画課で行う。

一部改正[平成一四年規則一号]

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

一部改正[平成一四年規則一号]

付 則

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

2 江戸川区都市計画審議会条例施行規則(平成九年三月江戸川区規則第二十九号)は、廃止する。

付 則(平成一四年二月一五日規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。